

平成25年 第5回

教育委員会定例会会議録

平成25年5月14日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2374号

平成25年第5回定例会

日 時 平成25年5月14日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第35号 港区立赤羽小学校改築用地の取得の変更について

議案第36号 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

日程第2 教育長報告事項

- 1 体罰調査の結果について
- 2 パーソナルコンピューター等の購入について
- 3 生涯学習推進課の4月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 5 国体推進担当の4月事業実績について
- 6 図書館・郷土資料館の4月行事实績について

- 7 図書館の4月分利用実績について
- 8 港区立港郷土資料館の特別整理期間について
- 9 図書館の平成24年度利用集計について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成25年第5回港区教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、綱川委員、よろしくお願いします。

第1 審議事項

1 議案第35号 港区立赤羽小学校改築用地の取得の変更について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第35号「港区立赤羽小学校改築用地の取得の変更について」。学校施設担当課長、説明をお願いします。

○学校施設担当課長 ただいま上程されました議案第35号「港区立赤羽小学校改築用地の取得の変更について」ご説明をさせていただきます。お手元教育委員会議案資料ナンバー1をご覧ください。

本件は、平成23年11月22日の当委員会において審議の上、ご決定いただきました「港区立赤羽小学校改築用地の取得について」、平成23年12月6日付で区長部局に対し用地の取得依頼を行い、用地の取得に向けて協議を進めてまいりましたが、隣地所有者の都合により形状等が変更となりました関係で、本件の変更について改めてご審議の上、ご決定いただくものでございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づきまして、教育財産の取得を区長に依頼するものでございます。

第2項では、教育財産の管理等について定めております。「地方公共団体の長は、教育委員会の申し出を待って教育財産の取得を行うものとする」という規定が法律にございます。この法律の規定に基づきまして、区長部局担当課としては、用地活用担当になりますけれども、そちらに改めて依頼するものでございます。

1 ページ目につきましては、この件に関しまして教育長から送付文の案となっております。後ほどご説明いたします。

2 ページ目が案内図でございます。赤羽小学校の位置及び敷地の形状をお示ししてございます。オレンジ色に着色している部分が赤羽小学校の敷地となっております。赤羽小学校の敷地は、ごらんのようにいわゆる路地状敷地となっております。この状態ですと東京都の建築安全条例に抵触しまして小学校の改築が進められない状況がございますので、隣地所有者であるかんぽ生命保険と反対側の都立三田高校、協議先につきましては東京都教育庁でございますが、土地の提供について協議を進めてまいりました経過がございます。

3 ページ目は、変更後の土地の取得部分をお示ししてございます。後ほどご説明いたします。

4 ページ目に変更前の土地の取得部分をお示ししてございます。当初、着色した部分の取得について協議を開始したものでございます。後ほど説明させていただきます。

5 ページ目は、現地の写真に変更後の取得部分を黄色で着色したものでございます。イメージ図でございますので、ご参考にしていただければと存じます。

それでは、具体的に説明をさせていただきます。恐れ入ります、4 ページをご覧ください。

着色の部分が平成 23 年 12 月 6 日付で区長部局に対し取得の依頼を行った部分でございます。

平成 19 年 3 月に赤羽小学校・幼稚園改築基本計画を策定したころから、隣地所有のかんぼ生命保険、それから都立三田高校に対しまして用地の提供について協議を申し入れてまいりました。

三田高校につきましては、高校自体も手狭になっております。譲る用地がないということで協議を一度断念しております。

平成 23 年 8 月ごろ、かんぼ生命保険から当該形状、便宜上「旗竿地」というふうにさせていただきますけれども、この形状について協議を進めたい旨の提案がございましたので、用地取得についての手続、協議を進めてきたところでございます。

しかしながら、用地取得の協議を進める中で、かんぼ生命、それから同じグループ会社である日本郵政も加わりましてグループ内で詳細な検討をしたところ、最低限の用地の提供しかできないといった状況の変化がございました。具体的には、旗竿の旗の部分の提供はできないということ、それから竿の部分、通路部分に沿った部分ですけれども、この幅員が最小限しか提供しないということになってございます。

恐れ入ります、3 ページをご覧ください。

かんぼ生命保険と協議の結果、最終的にはかんぼ生命保険からの用地取得につきましては、通路と平行した約 2.8 メートルの部分と、非常に細かいですが区道に接している部分の隅切りの部分の取得について協議が整ったということでございます。

説明の内容が少しそれますが、ここで改築に必要な私道についてご説明させていただきます。

この図で赤い線でお示ししておりますのが道路を想定した線でございます。赤羽小学校の改築につきましては、当初、路地状の敷地のままで東京都の建築安全条例に基づく認定行為にて計画を進める想定をしておりましたけれども、東京都の建築指導課との事前協議により、認定行為では現在の学校の規模以上のものが認定できない、建てられないということが分かってまいりました。規模の拡大ができない場合は、改築の目的が果たせませんので、現時点では路地状の部分、いわゆる通路の部分に開発による 9 メートルの道路を築造いたしまして、いわゆる路地状敷地を解消し、通常の敷地として改築をする方向での検討を考えてございます。

説明を戻しまして、この場合なのですけれども、かんぼ生命からの取得用地のみでは、いわゆる接道の条件が整わないため、都立三田高校側に対しまして反対側の三角の部分、三角地と言わせていただきますけれども、その部分の用地、それから細かいですが区道に接している隅切り部分の用地の提供を依頼いたしまして、協議の結果、協力いただけるということになったものでございます。

恐れ入りますが、1 ページ目の教育長から区長宛ての送付文案にお戻りください。

先程ご説明しました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づきまして用地の取得を依頼するものでございます。

記書き以降でございます。

1 番、取得依頼用地につきましては、所在地 1 としまして三田一丁目 4 番 60 号、地番としましては三田一丁目 102-1 の一部、株式会社かんぼ生命東京サービスセンターの敷地の一部でございます。面積につきましては、約 172 平方メートル。

所在地 2 につきましては三田一丁目 4 番 46 号、地番としましては三田一丁目 101-5 の一部、都立三田高校敷地の一部となっております。面積が約 23 平方メートルでございます。

理由につきましては、説明が被る部分がございますが読み上げますと、赤羽小学校・幼稚園の現校舎・園舎は、昭和 49 年に建築され、近年の児童・園児数増加や建物の老朽化への対応から改築が急務となっており、改築の条件を満たすために、平成 23 年 12 月 6 日付で区長に対し、かんぼ生命保険側の土地の一部について取得依頼を行っております。

しかし、当該土地について、交渉の過程でかんぼ生命保険側からの申し入れにより譲渡部分が最小限の土地のみとなりました。また、計画建物の規模拡大をするために路地状部分に道路を築造する必要が生じ、敷地計画との接道確保のため都立三田高校側（東京都教育庁所管）からも一部土地の取得が必要となりました。よって、先の依頼の申請時から取得敷地の形状を変更することになりました。

したがって、敷地の課題を解決し改築を早期に実現するため、改めて学校に隣接する用地の取得を依頼しますというものでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問がございますでしょうか。

○綱川委員 まず最初に、3 ページに赤のラインがあります。これは幅員 9 メートルということで、これの外というのは要らなくなるのですね。それが 1 点目。多分擁壁とかそのために必要なのだろうと思いますけれども、最低限だと 9 メートルでオーケーということなのですが、道路指定を受けるわけですか。というのが 2 点目です。

道路指定を受けて、これは路地状ではなくて、道路指定を受けた道路にするのか、それに伴って 10 メートルの接道を斜めに確保しているわけですね。そうすると斜めに 10 メートルということは、2～3 年前、確か杉並区で問題になってよく新聞に出ましたが「へび玉道路」と言われるような感じで、要するに自分のところだけ接していて、そこへ来るまでは狭くてもマンションが建ってしまったのです。それは認めないよという話になった。東京都がこれを認めてしまうのですかという、その 3 点お願いします。

○小島委員長 建築の専門用語がぼんぼん出て分かりにくいのですが、分かりやすく質問して、分かりやすく答えてください。

○**学校施設担当課長** まず1点目でございます。かんぼ生命からの土地の提供と申しますか、協力によりまして、幅員が最低限10.05、今のところ図上ですけれども10メートルは確保できるということになってございます。この中に9メートルの道路を築造するわけですけれども、委員ご指摘のように、そのほかの部分が必要かということでございますが、実際に道路を築造する場合は、道路幅員9メートルでも構わないのですけれども、そうしますと隣の隣地に道路が接してまいりますので、将来的に道路斜線ですとか、そういったものが当たってくるという影響があるために、そういう場合は開発行為により同意が必要になってくるということがございます。東京都、かんぼ生命にその部分を協議したのですけれども、やはり同意はできないということになりますので、そういう場合は道路の縁、最低25センチを私有地としまして、道路斜線等に影響がないように築造するというのが一般的な考え方となっております。

○**綱川委員** こちらが接道していないということにするわけですね。

○**学校施設担当課長** そうです。両方です。それがまず1点でございます。

それからこの道路は何に当たるかといいますと、建築基準法で申しますと42条1項2号、いわゆる開発による道路になりますので、区道ですとか、そういった公共の管理とはちょっと違っていてまして、管理としましては私道の扱い。つまり、教育委員会が所有して管理する道路ということになります。

それから「へび玉」の関係でございますが、こちらは「へび玉」にならないように東京都のいわゆる先程ご説明しました三角地ということ、この部分を提供いただきまして、10メートルの接道がしっかりとできるようにということで、この部分の提供を依頼してまいったということでございます。

○**小島委員長** よろしいですか。

○**綱川委員** というのは10.05、9メートルの認定だから、ここはこういうふうになったわけではないですか。自分のところで広げてここでとるから10メートルとれるよということは、「へび玉」と同じことではないのですか。

○**学校施設担当課長** 非常に分かりづらくて申し訳ございませんが、この図で申しますと点線で斜めの部分、こちらが表記されていると思いますが、こちらが10メートルの接道を確保している部分でございます。本来であれば三角地がなければ、この斜めの部分で「へび玉」という形にも考え方としてはなるのですけれども、これを解消するために三角地の部分を確保しまして、いわゆる10メートルの玉が転がるような形で確保いたしましたので、東京都の建築指導課に確認したところ、これで差し支えないという確認はとれております。

○**学校施設担当課長** 非常に複雑で、かつ言葉で説明するのもなかなか難しいのですけれども、9メートルの道路をそのまま9メートルに接したら9メートルの接道です。それを確保するためには、道路に対して斜めにとって10メートルを確保するという考え方が一つ。ただ、斜めにすると接道が永遠に増幅していけるという可能性が出てきます。それを敷地があれば問題ない。敷地がない場合に斜めで接道するのは、それは認められない。ということで斜めの部分、直角に対して敷地を確

保することで10メートルの接道を認めているということでございます。

○澤委員 点線から上は道路ではなくて敷地になるわけですね。

○学校施設担当課長 この部分は敷地になると考えております。

道路に関しましては、赤い線で表記してあります四角い部分。詳細は、今後、道路の入れ方は詰めなければいけないのですが、概ねこの形で直角に四角に道路を入れるということです。接道の考え方として、9メートル部分もごく一部。

○綱川委員 角っこで10メートルということですね。

○学校施設担当課長 そうです。

○綱川委員 私が言っているのは、これは役所だから言っているのもあって、役所がこういうことをやると、ほかで出てきたときに拒否できなくなる可能性があります。杉並かどこかで、自分の道路だけ広げて、消防車が入ってこれないのに安全上問題ないというので裁判になっているところがあるのです。要するに路地状の自分のところだけマンションを建てようとした。そうすると自分のところだけ幅員4メートルとっていても、手前のところは3メートルとか2メートルだと消防車が入っていけないのです。将来的にその人は下げるという約束もないのに自分の前だけやるから、これは安全上問題ないということで裁判になったのです。それと同じことになってしまわなければいいです。

○小島委員長 東京都の安全条例上、こういう処置をすれば赤羽小学校が現在の建物よりも大きな建物が建てられるというご説明ですね。

ということで、どうでしょうか、そろそろ採決に入ってよろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第35号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第35号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第36号 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 続きまして、議案第36号「港区立運動場条例の一部を改正する条例について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました「港区立運動場条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。教育委員会議案資料ナンバー2をご覧ください。

まず最初に、恐れ入りますが資料の添付してございます、資料の最後から2枚目の資料をごらんください。参考資料、「赤坂弓道場の移設について」ということで参考資料をつけてございます。こちらの方の資料ですが、「赤坂弓道場の移設について」、昨年度12月11日開催の教育委員会でご報告をさせていただきました。「赤坂弓道場の移設について」の参考資料でございます。

旧赤坂小学校跡地に現在、赤坂弓道場がございます。赤坂小学校跡地が本格活用策として大学を

誘致することが決まり、弓道場の移転先の確保が必要な状況となり、愛宕一丁目のURの所有地に移転をすることをご報告したものでございます。今回、この際の内容に基づき議案化をしたものでございます。

資料の方、戻っていただきまして、1枚目のページをおめくりください。今回の港区立運動場条例の一部を改正する条例についての改正理由でございます。改正理由としまして、旧赤坂小学校跡地内にある赤坂弓道場を移設し、愛宕一丁目に愛宕弓道場として暫定施設を整備するため、関係する規定を整備するものです。

内容です。内容は、赤坂弓道場の名称・位置を変更します。名称は、「港区立赤坂弓道場」から「港区立愛宕弓道場」。位置ですが、「赤坂四丁目1番26号」から「愛宕一丁目7番8号」に変更するものです。

また、開館時間についても、「午前9時から午後9時まで」の開館時間を「午前10時から午後10まで」に変更するものです。

こちらの方の施行期日でございますが、施行期日は教育委員会で定める日としております。

それでは、新旧対照表に基づいてご説明をいたします。恐れ入りますが、ページの方を振っていませんでしたので大変申し訳ございません。5枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。「港区立運動場条例新旧対照表（第1条関係）」でございます。

まず、休場日、第2条の3でございます。現行「港区立赤坂弓道場」を「港区立愛宕弓道場」に変更いたします。

次の使用時間、第2条の4です。第2条4の現行の中の「午後9時」を改正案の「午後10時」に変更いたします。こちらの方、1時間ずらしたのは、赤坂から移転をするに当たり、主な利用団体である弓道連盟から「赤坂・青山地域から遠くなることについて配慮が欲しい」という要望があったため、こちらの方の時間をずらしたものでございます。

この第2条の4、使用時間の規定ですが、運動場全体の使用時間を規定しているものでございます。この条例の下に位置づける規則で各運動場の時間を規定するようにしております。

大変恐れ入りますが、ページがなくて申し訳ありません。7枚ほどめくっていただけますでしょうか。申し訳ありません。めくっていただきまして参考資料としてつけております「港区立運動場条例施行規則（改正案・抜粋）（各運動場の使用時間）」でございます。

現在こちらの方ですが、中段にございます港区立愛宕弓道の開館時間については、条例施行規則の中で平日は午前10時から午後10時まで、日曜・祝日に関しましては午前10時から午後6時までと定める予定となっております。こちらの方の条例施行規則の改正につきましては、別途教育委員会で改めまして期日が来ましたらご審議いただく予定となっておりますものでございます。今回、弓道場の開館時間を示すために参考としてつけさせていただいたものでございます。

それでは、大変申し訳ありません。先程の新旧対照表に戻っていただきまして、「港区立運動場条例新旧対照表（第1条関係）」でございます。

別表の第1（第2条関係）でございます。こちらは、各運動場の名称と位置を規定するものでご

ざいます。こちらの表をご覧のように変更するものでございます。

次に、別表の第4条関係でございます。こちらの方は貸し出しの時間を定めるものでございます。現行、「午前」「午後」「夜間」と三つの貸し出し時間をそれぞれ「昼間Ⅰ」「昼間Ⅱ」「夜間」の貸し出し時間とし、それぞれ1時間ずつずれるように変更するものでございます。

次に、備考中の「港区立赤坂弓道場」を「港区立愛宕弓道場」に変更するものでございます。

次に、2枚おめくりいただきまして、「港区立運動場条例の一部を改正する条例（平成25年港区条例第31号）新旧対照表（第2条関係）」をご覧いただけますでしょうか。

こちらの方は、第2条関係として改正をいたします。こちらの方の2条関係ですが、25年1月に平成26年4月から適用します新料金、運動場条例の改正の手続きを行っております。条例の改正の処理をしたところでございますが、まだ教育委員会規則で施行期日を定めていない状況になっております。この一部を改正する条例についても変更する必要があります。こうした処理をしませんと、今回、赤坂から愛宕に変更しても施行期日を待って条例を施行した場合、また表がもとに戻ってしまいます。そのため、1条関係で条例の改正と、今回2条関係で施行期日を待っている改正条例についても改正をするものでございます。

2条関係では、平成26年4月から適用する新料金の該当の箇所を変更してございます。

次のページの愛宕弓道場の部分の変更箇所を下線としてつけてございます。

付則でございます。こちらの方の1条関係の規定は教育委員会が定める日から、2条関係の規定は公布の日からということで、すぐに公布の日から施行するという形になってございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 それでは、この件については去年の12月にご報告を受けている案件ですが、ただいまの説明に対して何かご質問あるでしょうか。

○澤委員 多くの利用者から見ると場所が遠くなるということで、時間も1時間後ろにずらしたそうで、それは結構なことだと思うのですが、今、最後に説明していただいた無料というのは、どうして無料なのかなという素朴な疑問です。従来から無料だったのでしょけれども、無料というのはどうして無料なのでしょう。

○生涯学習推進課長 弓道場の料金でございますが、赤坂弓道場の前が檜町弓道場という施設でございました。檜町弓道場のころから弓道場の施設、本格施設ではありませんでした。その後、現在の赤坂弓道場も学校のプールの上に建てられたところがございます。こうした経緯がございまして、本格施設でないことから使用料を徴収していなかった経緯がございまして、これから移転します愛宕の施設につきましても、暫定というところから本格施設でないことから、赤坂の形態を引き継ぎ使用料金の徴収をしません。スポーツセンターにつきましては、第3武道場に弓道場、アーチェリーの施設がございまして、こちらの方は、本格施設ということで使用料を徴収しておるものでございます。今後ですが、これから本格施設を整理する際については、弓道連盟とも使用料を設定するというところで話をしているところでございます。

○澤委員 愛宕弓道場の年間施設費はいくらかかるのでしょうか。

○綱川委員 6年で8,500万ですね。

○澤委員 結構な金額ですね。基本的には受益者負担という考えからするとどうかなという素朴な疑問があります。暫定施設だからというのが大きな根拠ですね。いずれにしても、当初の予定では総合体育館をつくり、そこに正式の弓道場もつくる。どこに正式な弓道場ができるか、ここでははっきり言えないのしょうけれども、そうなればきちんと連盟と話をして相応の受益者負担の額をいただくということになるのですね。

○生涯学習推進課長 本格施設として整備する際は、受益者負担で使用料を徴収します。

○小島委員長 愛宕は何で暫定なのですか。本格施設はいつごろつくるといふか、しようと考えているのですか。

○生涯学習推進課長 計画としましては、参考資料で後ろから2枚目の資料で「赤坂弓道場の移設について」ということで、1番のこれまでの経過の4行目でございます。平成19年3月に赤坂中学校体育館等施設整備基本構想・基本計画というのを策定してございます。こちらの方の計画の中で弓道場については、赤坂中学校体育館の改築に伴い、本格施設として整備する計画としてこちらの方の計画を位置づけている状況でございます。

○小島委員長 分かりました。

○綱川委員 こだわりますけれども、今まで知らなかったの。暫定施設だから無料というのはやはり納税者の立場からすると納得いかない部分かなと思います。「暫定保育施設と書いてあるから、暫定だから保育料もただなの」と言われても、そんなことはありませんので。弓道連盟と話さなければいけないからというふうな話を伺いましたけれども、暫定だからというのは説明がつかないと思いますので、もう一回説明をしてください。

○生涯学習推進課長 こちらの計画ですが、利用者に対して本格施設を整備するという話は、この間ずっとこちらの教育委員会の方からさせていただいております。利用者からすると、旧赤坂中学校体育館の工事の中で整備をされる。また、その前段としまして、檜町公園の中で整備をされるというような計画もございました。その計画がなかなか実現できていないところもございまして、暫定施設という状態が続いています。

○小島委員長 もともとあった弓道場は有料だったが、そこは閉じるので暫定的に赤坂に施設をつくりますよ。申し訳ないから無料にしますという経過なのですか。

○生涯学習推進課長 赤坂弓道場の前身であります檜町弓道場につきましても、無料の施設としてなっておりました。使用料を取っていなかった施設です。

○綱川委員 今回も6年間で8,500万をかけてリースでつくるわけです。暫定であれ、ちゃんと弓道はできるわけです。例えば100メートル必要なのに50メートルしかないとか、そういうような何か機能的に落ちるものがあるのですか。

○生涯学習推進課長 弓道ができるということであればできるのですが、ただ、設備面で言いますと、やはりスポーツセンターの弓道場との比較、それから他区にあります弓道場との比較をします

と、やはり簡易といいますか、簡単な施設になっているということがございます。

○小島委員長 今までの色々な経過や、様々な方面に配慮する必要があるのだろうという気はするのですが、綱川委員の言っている受益者負担、公平な負担という面から考えると若干問題もあるので、その辺をどうするかというのは今後の検討課題です。どうなるかは別として、若干検討の余地もあるかと思えます。

この件についてほかに何かご質問ございますか。

よろしければ採決に入りたいと思います。

議案第36号について、原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議あり)

○綱川委員 反対ではありませんが、白票にさせていただきます。

○小島委員長 要するに賛成でもないし、反対でもないということですか。分かりました。

○綱川委員 十分納得できないので。

○小島委員長 皆さん全員の採決といたします。議案についてご異議がない方は挙手願います。

○澤委員 委員長が言われた、今後その件については弓道連盟と話をします。議事録にそういうことを残していただくということで、私としては賛成です。

○小島委員長 それでは、私はこの議案については賛成です。

○教育長 今回の綱川委員のご指摘はもっともなことですが、これまでの経緯等も勘案して、今後については、今、言われたように受益者負担でやっていかなければいけないということもありますので、本格施設に向けては、きちっと料金を取るという形でやっていく必要が我々もあるというふうを考えておりますので、それは受けとめさせていただいて、今回の件については賛成です。

○永山委員 プールの使用等でも、利用者が少ないので例えば5日間あいているところを3日にしてほしいというように改正されたりするのですが、ここについてはずっと無料で、今までに利用料金について審議の場というのはなかったのでしょうか。

○小島委員長 今まで弓道場の利用料金について、有料にするという話し合いは教育委員会でもなかったかと思えます。

澤委員、どうですか。

○澤委員 なかったですね。ただ、参考資料にあるように、利用状況について白井課長から説明をもらってききましたが、永山委員が言われるように、あまり利用者がいないから無料だということではないのかなとは思いますが。

○綱川委員 訂正します。今回の条例の改正に関しては、移設と時間の変更についてだけですから、白票にする必要ないので、賛成に回ります。ただ、利用料無料については、澤委員お話しくださったように今後も検討していかなければいけないと思います。以上です。

○小島委員長 分かりました。

それでは、先程澤委員、教育長からお話もありましたので、そのような意見がついているという前提のうえで、結論としては全員異議なしということによろしいですか。

それでは、原案どおり可決することをご異議ないということによろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議がないということで、議案第36号については原案どおり可決いたします。

第2 教育長報告事項

1 体罰調査の結果について

○小島委員長 続きまして、日程第2、教育長報告事項に入ります。

本日は日程の順番を変更させていただき、初めに「体罰調査の結果について」の報告を受けたいと思います。その後は日程を戻して、順次報告を受けたいと思いますが、そのようなことによろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのように取り計らわせていただきます。

まず、「体罰調査の結果について」、指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 「体罰調査の結果について」、資料ナンバー9でご報告いたします。

この調査でございますけれども、平成25年1月21日から3月15日までの間に、東京都教育委員会が行った調査になります。

背景にありますのは、大阪市立高等学校の体罰による生徒の自殺事件を受けて、体罰の疑いがあるような事例に対して、見逃さず、迅速に対応することを含め、体罰の根絶に向けた取り組みを行うため、都内の全公立学校を対象に調査を実施したものでございます。

調査でございますけれども、平成24年度中の教育活動における暴力による体罰、精神的、肉体的苦痛を感じる体罰の疑いの事例の有無等を、教職員については校長による聞き取り調査、児童・生徒については全て質問紙調査により実施したものでございます。

今回のご報告に当たりまして、東京都教育委員会では4月11日の東京都の教育委員会で第一次報告ということで、どれぐらいの件数があつたかということについて報告してございます。ホームページ等で公表しておりますけれども、体罰と考えられるものが126校、155人あつたというような報告がございました。その後、東京都教育委員会と事案について一つ一つ精査した結果、港区の事案についてご説明するものでございます。

まず、東京都教育委員会に報告した24年度中の事案の件数でございますが、最終的に体罰ということで、小学校2件・中学校3件。不適切な指導、中学校3件、そして、これは精査した結果、対象外であろうというのが中学校1件ということで報告してございます。

体罰の概要につきましては、2番のところ(1)から(5)までということで報告してございます。いずれも、体罰の程度は1回です。「たたいた」または「蹴った」というような内容でございますので、子どもに対して、いわゆる暴力行為を行ったということです。こちらの記録にはございませんが、子どもがけがをしたとかいうようなことはございません。また、この5件につきまして

は、既に保護者の方に謝罪を行っておりまして、許しを得ているという内容でございます。

また、この5件につきましては、東京都が設けておりますいわゆる懲戒処分に当たる程度のものでございません。結果的に、港区の教育長から口頭注意という措置、発令を行ったものでございます。

3番の「体罰根絶に向けた今後の取り組み」につきましては、こちらにございますように、まずは研修会の機会を多く用いまして、“体罰によらない”指導を徹底するということ。そして、教職員一人一人にこれから校長が自己申告の面接を行います、その前に「あなた、もう体罰やりませんね」ということを全て確認するという。そして、東京都が「ふれあい月間」というものを学期1回、年3回行っておりまして、そのときに、体罰だけではなくて、いじめなどの定期的な調査を行っておりまして、こうした中でも子どもたち、児童・生徒から、もしくは教員から、聞き取るような形の調査を継続して行いたいと考えているところでございます。

4「その他」ということで、なお、東京都教育委員会におきましては、体罰の根絶に向けた取り組みの一環として、体罰の事案、いわゆる今回の報告にあります2「体罰の概要」に載っている5件につきましては、5月23日に行われます東京都教育委員会で学校名を公表するとともに、プレス発表を行うことを検討しているというように聞いているところでございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 どこまでが体罰になって、どこまでが「いや、体罰でない」というのかという点について、この事案で分からない面があるので、指導室長、体罰の定義というのはどうなっていましたか。

○指導室長 体罰につきましては、学校教育法の11条に定義されておりますが、あれを読むだけでは詳しいことは分からないということで、何が体罰に当たるのかということで、文部科学省の方で資料を出しておりまして、この間もその資料が出たものでございます。

今回、港区にあります5件については、いずれも子ども側に原因があるにしろ、いわゆる有形力の行使を行っております。つまり、たたいたか蹴ったかということがありますので、この行為に対して体罰ということで認定しているということでございます。

ですので、例えば発達段階において、精神的、肉体的に苦痛を与えるような行為は体罰になるのですが、例えば長時間、子どもが負担に感じるような立たせる行為ですとか、あるいは正座をさせるような行為、これも子どもの発達段階において当然体罰であるということになっております。

○小島委員長 そうすると、有形力を行使した場合は、原則として、あるいは無条件で体罰になるのですか。

○指導室長 ただし、正当防衛、いわゆる子どもが暴力を振るってきたことに対して身を守るためという場合は、除かれるケースがございます。

○小島委員長 分かりました。

それでは、そのような定義に基づいて、何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 有形力とはどういうものですか。

- 指導室長 簡単に言うと、いわゆる身体的な暴力行為ですね。
- 綱川委員 暴力行為ということですか。
- 教育長 形のある力。有形力、そのものです。たたかとか、殴る、蹴る。
- 澤委員 今指導室長から説明があったこの件が、どのようにして浮かび出てきたかというのは教員の自己申告と、生徒・児童からということでしたよね。港区の場合には、両方あるのですか。
- 指導室長 済みません。正確に申し上げますと、保護者からの訴えというものもございまして。子どものアンケート調査の中にあつたものと、保護者から訴えがあつたものもございまして。
- 綱川委員 子どもから全校にアンケートをとられましたよね。そのときに、子どもが、例えば、あの先生に私は体罰を受けたというようなことを書いて、それを学校が精査したらそれは体罰ではないと判断したという案件も、これ以外にはありますか。
- 指導室長 いわゆる不適切な指導、対象外だったものについては、子どもからの訴えをそのまま体罰というふうに認定しなかったものもございまして。
- 綱川委員 ということは、アンケート調査に出てきたのが、この指導室からの結果についてということで、小学校2件、中学校3件、不適切な指導が中学校3件プラス対象外1件で9件がアンケートや親からの苦情として上がってきたものと、また先生からも、見ていたとか、そういうことで上がってきたものと、総数として、疑いがあつたものを全部含めて9件だということでしょうか。
- 指導室長 そのとおりでございます。
- 澤委員 例えばこの文面で見ると、(4)の後ろを向いておしゃべりしている生徒に対して右肩を1回たたいて前を向かせたなんていうのは、「これ、体罰なのかな」と思うのですが、この件に関しても、これは中学生だから、生徒が何か苦痛を感じたと、そういう訴えをしているわけですね。
- 指導室長 (4)のケースにつきましては、生徒から体罰だ、体罰を受けたという申し出がありました。この場面を考えたときに、何もたたかなくてもできるわけです。だから体罰ということになります。
- 綱川委員 さわった程度ではないのですか。
- 指導室長 さわった程度ではなくて、たたいています。強く押したということではございません。
- 澤委員 極端なことを言うと、抱き締めても体罰になってしまう可能性がありますね。相手が苦痛を感じないようなことはしてはいけないことは、納得するのですが、公表するというのはどうでしょう、何を公表するのですか。学校名だけを公表するのですか。
- 指導室長 現時点では公表する項目といたしましては、どの場面で、授業中か部活動中かということ。そして、行為者が誰であつたか。教員なのか、例えば部活の外部指導者なのか。そして、回数は何回か。その結果、子どもに傷害があつたのか、なかつたのか。こういった項目について、学校名を入れて公表する予定であると聞いております。
- 澤委員 公表するというのは何か意味があるのでしょうか。見せしめみたいで、何か納得いかな

いのですけれども、東京都は何のために公表すると言っているのですか。なくすためということなのでしょうけれども。

○指導室長 今回の公表につきましては、最初の公表では数値だけだったのですけれども、4月11日の東京都の教育委員会の中で、教育委員の方から公表する必要があるということを受けての公表というように聞いております。趣旨としては体罰の根絶に向けての公表であるという説明を聞いております。

○綱川委員 先程の説明の4月11日の東京都の教育委員会の中では、126校あったと。そのうち、港区で5件になるというわけです。そうすると、23区と22市町村で40何件ですよ。

○指導室長 49件です。

○綱川委員 49件ですよ。割合的にいうと平均値より高いですよ。その割合なのですから、港区は中学校10校に、小学校は19校でしょう。そうすると、29校ですよ。大規模なところから比べると、割合的にもちょっと突出して出されてしまうのかなという不安が1件と。

学校名を出されたことによって、風評被害というか、特に港区の場合は希望選択制をしているわけで、それが変な形で伝わったことによって、あそこは体罰先生がいるからやめまじょうとか。そういうのではなくて、公表するなら公表するで、ちゃんとした形でしていただかないと、指導室長からの説明のように、東京都はこういうことだけ発表しますということ、前後関係も何も分からないで、ただ公表するというのでは。それこそ学校に対する見せしめのように出されるというのはいかがなものでしょうか。港区としてそれを一言ちゃんと教育長会議でも、指導室課長会議でも言っておいていただかないと、何かアンフェアな気がします。

調査するときには非公表だということで調査したようですけれども、それもアンフェアですし、体罰のことをやっているのに反対にそうやってアンフェアなことをやること自体が私は納得いかないと思います。以上です。

○指導室長 まず、出現率ですけれども、東京都小学校、1,304校ありまして、そのうちの第一次調査で上がっているのが28校ですので、東京都全体の出現率ですと2.14%。港区は19校中2校ですので、10.52%と高くなります。

中学校は624校ありまして、71校上がっていますので、都内発生率を見ると11.38%。それに対して港区は10分の3ですから30%ということで、出現率だけ見ると高いということですが、この報告に当たりましてはかなり細かく精査をして、児童・生徒、保護者からの訴えについて真摯に捉えて、それを包み隠さず上げたという結果であるというふうには認識してございます。

それから、東京都の公表に対しましては、やはり懸念されることが、一つは当該の児童・生徒が特定された場合非常に不快に思ったり、不安に思ったり、あるいは場合によっては友人からからかわれたり、傷つくことがないようにということで考えております。

もう一つは学校と保護者の信頼関係が失われると。不信感を持つと言われることがないように、対応をとりたいと思っています。この間、公表に当たりましては、教育長会、指導室課長会の方にも、そういった声も十分伝え切れたかどうかは別にして、やはり学校選択制の中にある学校名の公

表ということと、いわゆる保護者と地域との信頼関係を損ねる危険性があるということはお伝えしておりますけれども、東京都教育委員会については、方針は変えないという説明を受けております。

これに備えまして、公表に備えて、事前にどうするか今、協議しているところがございますので、例えば臨時保護者会等を開いて、事前に該当校の保護者に説明するですとか、あるいは23日の公表に備えまして、教育委員会での見解をホームページ等で公表するといったようなことも検討しているところがございます。

○小島委員長 東京都は、体罰の具体的事情はどの程度公表すると言いましたか。

○指導室長 非常に悪質な事案については概要を示すというふうに東京都は言うておりますけれども、示され方については我々にもまだ伝えられておりません。事前に伝えるというふうには言うておりますけれども、例えば子どもがけがをしたとか、歯が折れた、鼓膜が破れたとか、鼻血が出たといったような事案ですとか、あるいは複数回にわたって行為を行ったものについては概要までも出す可能性があるということ聞いております。

○小島委員長 そういう部分だけ公表すればいいのではないのでしょうか。

○綱川委員 常習的なものですとか。

○小島委員長 けがもしないし、向こうを向いていたので肩をちょっとたたいた。そんなものまでいちいち公表することないのだろうという気はしますけれども。

○澤委員 永山委員、最近、卒業されたお子さんをお持ちのお母さんとしてはどういう印象をお持ちですか。

○永山委員 実際に体罰がされているような場面は一度も見たことがないので、1例目の頬をたたいてしまったというのはすごく、「ああ、こういうことが実際あるのだ」ということがショックです。中学生に関しましては、体罰はいけないですが、このくらいの指導はあってもいいのではとも思ってしまう。ただ、これは東京都のアンケートですけれど、実際に体罰の調査というのは港区としてはどういう周期でやっていらっしゃるのでしょうか。

○指導室長 体罰事案につきましては、調査するまでもなく発生した場合には速やかに教育委員会に報告するよというので、ふだんから指導しておりました。ですので、この調査がもし仮になかったとしても、こういった事案については上がってきたものと捉えています。

○綱川委員 今後のことなのですが、体罰は確かにいけないですけども、こういうことが出ると、それによって手も足も出ない状況になって、学級崩壊とか、学校が荒れてくると世間で言うような方向にならないように、何かの方法で毅然たる態度がとれるような。港区は法律相談もあるから少しはいいのかもしれませんが、やはり、そこのパワーバランスというのでは本当はいけないのかもしれませんが。これを発表することによって、今後港区はどうしていくのかということこれから皆さんで考えたほうがいいと思います。

○澤委員 綱川委員が言われているように、東京都が何のために公表をするのか私もいま一つ納得いきません。小学校、中学校というのは人間が成長する一つの過程であって、私の個人的な見解では、人間は神様ではないから、色々な悪さをする。そこを学校や親ももちろんしつけをしなければ

いけないし、そういうことがあった場合に先生にはきちっと指導をしていただくことが大事です。それが、相手の受け取り方によっては体罰になってしまう。そうすると、綱川委員が言われたように、腫れ物にさわるような教育しかできないという話になってしまうと、極端なことを言うと教育自体がもう成り立たなくなる危険性があります。

○小島委員長 ただ、学校の先生方は、先生としてプロなのだから。プロとして、子どもたちの教育に当たっているわけですから。程度の問題ですね。先程聞いたのですが、教育のプロならば体罰をしなくても、しつけなり、よい方向に指導する。それができなければいけないのです。

○澤委員 もちろんそうなのですけれども、例えば授業中に、授業を聞かずにおしゃべりをやめない生徒に「何だおまえ、静かにしろ」と言ったら、子どもが苦痛に感じて、保護者に訴えたら体罰になってしまうという。そういう危険性があるわけです。

○小島委員長 言い方が問題で、大きな声を出したということは別にして、言うこと自体は体罰ではないと思いますが。

○澤委員 いえ、そういう子に対しては、迫力のある言葉で言わなければ、簡単には聞かない場合もあります。

○小島委員長 体罰の定義をどう考えるのかなというのにも関連してくるのだろうと思うのです。けれども、教師はプロだから、体罰はいけません。

○澤委員 もちろん。体罰がいけないのは分かっています。体罰の定義が曖昧なのではないですか。

○小島委員長 そういうことではないでしょう。

○指導室長 今回の場面で言いますと、授業中おしゃべりをしていてやめない場合は、教室の中で、少し反省させる意味で後ろに立たせることは許される。しかし、あまりにも長時間立たせることではなくて、反省を促す意味であれば、可能であり、それは懲戒の範囲だというように考えられます。

○澤委員 だから、小島委員長が言われるように、子どもたちに迫力を持って、いけないことはいけないのだという、そういう適切な指導をしていただきたい。それで子どもが保護者に訴えたり何かしたならば、ではその先生をどこが守るのかというようなことも大きな問題と思うのです。

○綱川委員 港区としても指導力を向上させなくてはいけない。今、澤委員がおっしゃったように、何かあったときに、誰が先生を守ってあげるのかという話があって、先生は毅然としてやっても、それを何か言われたために体罰だというふうに曲折してやられたら大変でしょうし、そういうのもあるでしょう。今度はこれがエスカレートして、例えばこの前の調布でしたか、ボイスレコーダーでとってきて、これも体罰だとすると、言葉の暴力とよく言いますが、どこまで線を引いていか分からなくなってくるということで、昔は親も子どもも、学校の先生の言われることが絶対だった時代があったと思うのです。それは、力で押さえつけているのではなくて、心で押さえつけていたのだと思うのです。

教科を教えることだけではなくて、しつけとか、校内秩序とか、集団教育とかいう部分の取り組みも考えていかないと、それこそこれから先、学校の先生のみ手が少なくなってきたり、東京都がそうでしたね、この2、3年。そんなことになったりすると思いますので、長期的な考え方に立

って、この問題に自分たちはやっていかなければいけないと、私は思います。

○永山委員 本当に体罰は絶対、私はだめだと思います。学校現場を見ていますと、先生たち、すごく厳しい言葉で叱っていることがあるのですけれども、手は出さないとすし、足も出さないとすから、もしそれをしてしまったら子どもとの信頼関係が崩れてしまうと思います。言葉できちんと、大きい声を上げてもいいと思うのですが、手を出すということだけは、やはりよくないことだと思います。

あと、一つ聞きたいのですが、ここに書いてある5件については、保護者は公表するということは納得しているのでしょうか。

○指導室長 公表についてはまだ説明しておりません。

ここでは文章化して、子どもの行為も書かれておりますけれども、実際の公表では子どもの行為は書かないという形になると思いますので、個人は特定されないということになると思います。

ただし、もし臨時的保護者会等をやる場合には、事前に保護者に、どこまで話をするか、了解を得た上で進めたいというように考えております。

○永山委員 そうなると、本当に学校名だけが先行してしまって、内容を見るとそんなことでもないのに、やはりこの公表の仕方にはかなり問題があると思いますので、きちんと伝えてほしいと思います。

○綱川委員 左手のひらで当該児童の右頬を1回たたいたという事実だけ書かれてしまったら、多分たたかれただけしか残らないですよ。

○小島委員長 当該行為が体罰かどうかという判断は、第一次的には学校長が判断して、さらに、教育委員会、指導室等で判断、最終的には教育委員会が判断するということになるのですけれども。

○指導室長 そのときの状況、あるいは該当の子どもの年齢等を踏まえて、一つ一つその事案について検討するということですが、今、東京都教育委員会と確認できている線引きとしては、殴る、蹴る、有形力の行使は体罰ということで意見を聞いておりますので、そこまで行かなければ、いわゆる不適切な指導に入るということでございます。

○綱川委員 この間の調布の言葉の暴力というか、先生のボイスレコーダーの件ですと、市の教育委員会は、これは処分をしてくれと言って東京都の教育委員会に上申したが、東京都は処分がないということで、要するに、区教委と東京都の間で連絡調整がちゃんとついていないようなことが新聞には出ていたのです。例えばこの5件については、先程、口頭注意はもう行ったということですが、その処分というのは、あくまでも東京都が下した処分を代行として教育長なり指導室長が口頭で注意したということなのですか。

○指導室長 まず、処分につきましてはいわゆる懲戒処分。免職、停職、減給、戒告、これについては、懲戒権が東京都教育委員会にありますので、これに該当する処分は東京都の方で行います。それに当たらない、いわゆる懲戒処分には当たらないものについては、市町村教育委員会で措置という形で行うことになっております。文書訓告あるいは口頭注意というような形で、その程度に応じて行っております。

今回の事例については、東京都教育委員会のいわゆる処分量定までは当たらない、戒告以上にはならない事案ですので、区の方で口頭注意というように行ったものでございます。

○綱川委員 東京都で処分にならないのになぜ公表するのでしょうか。

○指導室長 その部分につきましては、東京都の説明の中では、今回はいわゆる服務事故としての報告ではない。体罰調査の結果を公表するという考え方なので、いわゆる処分量定は加味しないという説明です。

○小島委員長 なかなか、我々にとっても不服のあるところですが、だいぶ議論に時間も使いましたので。

先程、永山委員から、親としても、体罰というのは絶対に許されないのだということを、これはもう基本ですので、そういう方向で今後も体罰はいけないということでやっていくことでよろしいですね。

○指導室長 人権教育、人権的な感覚をどれだけ持ち合わせているかの問題です。自分の目の前にいる子どもをたたくことができるという感覚に問題があるというふうに思っておりますので、体罰を行った教員に対しては厳しく指導しておりまして、5人とも非常に反省していることは事実です。

○小島委員長 それではこの案件はこの程度でよろしいですか。

2 パーソナルコンピューター等の購入について

○小島委員長 それでは、日程を戻しまして、まず「パーソナルコンピューター等の購入について」。学務課長、ご説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「パーソナルコンピューター等の購入について」でございます。資料ナンバー1をご覧ください。

本件は、区立小学校及び中学校に配備している情報機器のうち、パーソナルコンピューター等を更新するものでございます。通常、情報機器は購入から6年程度を目安に、機器の使用頻度、状況に応じて順次入れかえを行っているところでございます。今年度につきましては、平成16年度から平成19年度に購入したパソコンやプリンターを入れかえるとしてございます。

購入する物品でございますが、資料のとおりノート型パソコンが小中学校合計1,036台、モノクロのレーザープリンター29台、カラーのレーザープリンターが11台でございます。

4月26日、指名競争入札が行われてございます。予定金額、税込みで1億5,521万9,400円に対しまして落札価格は9,273万9,145円、落札率は59.75%。落札業者は、港区三田二丁目に所在します第一電子株式会社東京事業部となっております。

購入に関しまして今後の手続でございますが、予定価格が2,000万円以上となることから、港区議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、これに基づきまして6月開会予定の平成25年第2回港区議会定例会に議案として提出いたしまして、議決を経た上で契約を締結する予定としてございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○綱川委員 パーソナルコンピューター（ノート型）と書いてあるところの内訳なのですが、普通教室等用とパソコン教室用とありますが、同じものですね。今後、港区としてパソコン教室というもののあり方をどう考えて今後設置をしていけますか。世間の風潮からするとそろそろタブレット型になってくるとか、そういう感じなのですがけれども、あともう一つは、普通教室とパソコン教室用と分けてあるのですけれども、パソコン教室でずっと置いておくと思いますが。以上2点について伺います。

○学務課長 パソコン教室の専用というイメージが並んでいるというイメージを持たれているかと思います。現にそういう状態の学校も多々あるところでございます。これにつきましては、昨年度、教育委員会の中でも学校の意見を聞きまして、一つは教育的効果として、デスクトップ型というのは非常にモニターが大きくて、先生からしますと子どもの表情が見えにくい。顔が見えにくく、生徒の状態がなかなか見えないという意見がございました。

それと震災を経験しまして、節電のためには消費電力の問題でノート型がすぐれているというご意見、あとノート型ですとパソコン自体が蓄電池のような機能があり、電源が落ちてもそのまま使えるとか、そんなご意見をいただいております。

またさらに価格面でのデスクトップとの差がなくなってきたということです。

さらに部屋の効率的な活用のためには、児童・生徒が動くのではなく、キャビネットに収納して、そのままパソコンを動かすことが必要です。学校内には無線LANを取り入れてございますので、パソコン教室のパソコンについては、更新を機に順次ノート型にかえているということでございます。

現在では、タブレット型などのさまざまな情報機器の新たなものが出ております。これについては、今年度学校情報化の推進アクションプラン方を策定する中に、タブレット型も含めた情報機器をどう学校教育に取り入れていくのかという計画を策定してまいりたいと予定としてございます。

○小島委員長 綱川委員の質問の中には、今後パソコン教室は将来的にどうするのかという質問がありました。

○学務課長 説明が不十分で申し訳ございません。パソコンの据え置き型からパソコンが移動できる状態にかえるということですので、「パソコン教室」と従来言われていたような専用部屋はなくなっていく予定でございます。一つの部屋を多目的に使える形を取り入れていくということを考えてございます。

○小島委員長 パソコン教室は将来的に要らなくなるというような考えでよろしいのですか。

○学務課長 パソコン教室がなくてもパソコンの活用した授業が可能であるということでございます。

○小島委員長 そうすると、例えば芝浦小や港南小など、今後教室が足りなくなる恐れのある学校にとっては非常にいいことなのですか。 指導室長、どうですか。

○指導室長 パソコンを使う学習にも色々な場面があると思います。例えばタブレットを使えば、

電子黒板にすぐ写して一緒に情報を共有する方法もありますし、例えば単に調べるだけの学習なら、何もパソコン室でなくても無線LANがあれば校内どこでもできるということがあると思います。ただ、操作について学習する場面など、パソコンの基本的な操作について学習する場面などは、パソコン室で集中してやる方法もあると思いますので、用途に応じて変わってくるというふうに考えます。

○網川委員 昨年、指導室訪問か教育委員会訪問かで高輪台小学校へ行ったときに、やはり「ほかの教室を使いたいだけでもパソコン室がちょっとネックなのですよ」という話を、高輪台小学校だけではないと思いますけれども、要するにやっぱり専有部分が多いので、そうするとタブレットがいいとか、ノートパソコンがいいという話にはなっていたようですので、そういうのも考えていた方がいいのかなと思ってお話をさせていただきました。その場に確か佐藤課長もいらっしやいましたよね。

○学務課長 確か、空調が効くということでその部屋で打ち合わせしたかと思います。既に昨年度、白金小学校はノート型にしてパソコン教室を完全になくし部屋を適宜使用しております。そういったことを順次拡大していく予定です。

○永山委員 ノートパソコンの1台の値段というのはおいくらぐらいなのですか。

○学務課長 見積金額で13万5,500円ということでございます。

○永山委員 OSはウィンドウズの。

○学務課長 セブンです。

○澤委員 学務課長が言われたように、まだ高いのもありますけれども、ノート型も随分安くなってきていますね。

○小島委員長 何か他に、よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

3 生涯学習推進課の4月事業実績について

○小島委員長 続いて、「生涯学習推進課の4月事業実績について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の4月事業実績について」ご報告いたします。資料ナンバーの2をご覧ください。実績でございます。

タグラグビー教室が4回など、教室を開催しております。今年度タグラグビー教室を、一番最後にありますけれども、御成門タグラグビー教室として御成門小学校で開講しております。第1回目の参加なのですが、こちらは8人とどまっております。日程的にゴールデンウィークの連休中であったこともあり、8名の参加にとどまっております。今後、ケーブルテレビでも取り上げてもらおうような予定になっていまして、5月下旬放送の予定となっております。周知して……で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

5行目ですが、24日につくば市の物産市が開催されております。参加者数については、申し訳

ございませんが、会場のレイアウト上、計測をしておらない状況でございます。報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 質問ではないのですが、青山小学校では参加人数が多くて、活発だという印象を今まで持っていたのですが、東町小学校で30人の参加者とは、今の東町の勢いをあらわしているような感じがしました。

○小島委員長 書いてあるのは東町の小学生だけなのですか。

○生涯学習推進課長 地域です。参加人数は、天候もやはり左右されておまして、青山小学校、東町小学校は天候が晴れたのですが、港南小学校はどしゃ降りの日で体育館で実施をしたのですが、それでも19人来て。

○澤委員 どしゃ降りの中19人とは大したものですね。

○小島委員長 ほかによろしいですか、それでは、この案件はこの程度とします。

4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 次は「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」でございます。資料ナンバーの3をご覧ください。各施設、事業の4月の利用状況となっております。

資料の一番最後は、屋内プール、一般開放、遊び場開放、スポーカル六本木集計で一月おくれの報告とさせていただいているところでございます。

25年度スタートで4月の集計を見まして、概ね各事業とも前の年度と同等、少し多い利用者数となっているところでございます。ただ、済みません、資料の方を1枚おめくりいただきまして、青山生涯学習館の利用状況の集計表でございます。こちらの方ですが、利用率、上のところの施設の利用状況でございますが、利用率が51.41%と落ち込んでおります。大体青山生涯学習館は60%を超える程度の利用率をいただいているところなのですが、4月が少なかったというところがございました。

施設の方でヒアリングをしている状況ですが、4月は天候が不順で近隣のお年寄りの方が、常連の方が利用を控えていたというような話も聞いております。また、施設のバリアフリーでないところで少しためらってしまっているような声も聞いてございます。今後の利用動向などを注意していきたいと考えているところでございます。報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ありますかでしょうか。

○澤委員 課長が言われているように、数字を見る限り昨年を若干上回る順調なスタートなのかなと思います。青山生涯学習館だけがまだ少し利用者が少ないようですね。青山墓地に隣接したところにありましたよね。場所的にはいいところだと思いますので、もっともっと活用していただきたいと思います。

○**綱川委員** 生涯学習推進課所管の事業ではありませんが、放課GO→クラブの土曜日の利用状況が立ち上がったときからすごく気になっていたのですね。御成門が1名、芝が8.5名でこれは多い方ですね。芝浦4.3名、三光5名、神応1名、麻布が1.5名、南山は多くて11.5名、本村5.5名、筈2.8名、東町6.5名と、私も、筈小学校に土曜日行くと1人のお子さんに、警備の人や施設の受託者が2~3人いて、4人で1人の子どもを見ていて、何か集約するなどしないと経済面でどうなのかと思ひまして、例えば昔は児童館で集約していましたが、今は分散していますので、利用状況から考えて運営していった方がいいと思っています。

○**生涯学習推進課長** この辺は放課GO→クラブで子ども家庭支援部、総合支所が担当しておりますので、教育委員会の方で放課GO→を所管している関係がございますので、伝えていきたいと思ひます。

○**小島委員長** ほかに何かありますか。よろしいですか。
それでは、この案件はこの程度にしまして。

5 国体推進担当の4月事業実績について

○**小島委員長** 続きまして、「国体推進担当の4月事業実績について」。国体推進担当課長、説明をお願いします。

○**国体推進担当課長** それでは、「国体推進担当の4月事業実績について」ご報告いたします。資料はナンバー4をご覧ください。

今年度は、ついに国体が開催される年となりました。国体の啓発活動も昨年同様の春の交通安全キャンペーンからスタートしています。

まず、4月5日には三田警察署主催の、12日には愛宕警察署主催のそれぞれ春の港区交通安全運動において、国体のキャラクターである「ゆりーと」の着ぐるみを出場させまして、街頭でグッズを配布するなど国体のPRを呼びかける活動をいたしました。

また、21日になりますが、図書・文化財課主催のみなと子ども読書まつり、こちらにおいても「ゆりーと」が出場しまして事業を盛り上げるとともに、国体とオリンピック・パラリンピック東京招致活動の普及を実施しております。

簡単ではありますが、報告は以上です。

○**小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○**澤委員** 三田警察と愛宕警察というのは、依頼されてということですか。

○**国体推進担当課長** 依頼があったため参加しています。

○**澤委員** 警察は各地区にあります、ゆりーと君が歩いていける範囲ということですか。

○**国体推進担当課長** 三田警察につきましては、田町駅で啓発を実施することもあり、スポーツセンターのすぐそばでもありまして、啓発の効果が高いということ、あと愛宕警察につきましては、愛宕警察の方からの依頼もありましたが、御成門小の新入学の児童に対する横断歩道訓練を実施するため、子どもたちが喜ぶ「ピーポくん」というキャラクターと「ゆりーと」が参加したものでご

ざいます。

○小島委員長 御成門小については、確か去年も騎馬のおまわりさんが指導してくれましたよね。御成門小学校は恒例になっているのですね。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

では、この案件はこの程度にして。

6 図書館・郷土資料館の4月行事実績について

○小島委員長 続きまして、「図書館・郷土資料館の4月行事実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館の行事実績について、資料5でご説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。おはなし会20回、2ページ目でブックスタート8、映画会6、その他3ページで子ども映画会、みなとシネクラブ、ミュージックシアター等を開催しました。

また、4ページをご覧ください。前回こちらの委員会で報告させていただきましたが、みなと子ども読書まつりの確定値が出ましたので、延べで929名の参加がございました。行いました行事は人形劇となっております。

続きまして、5ページ、郷土資料館の実績につきましては、沼田高校同窓会見学会、芝小学校6年生社会科見学会等について開催をさせていただきました。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 おはなし会が随分多いような気がするのですけれども、4月はいつもこんなにありましたか。

○図書・文化財課長 おはなし会は大体10回ぐらいは毎回やっております。各図書館ごとにもまたやっておりますので。

○澤委員 結構人数も、集まっていたいて随分活発にやっている印象ですね。

郷土資料館の沼田高校というのは、群馬県の高校ですよ。

○図書・文化財課長 沼田高校の同窓会の方から依頼があって、こちらの資料館の方で見学をしていただいたという形でございまして、江戸時代のものについてごらんになりたいということでしたので、そのような依頼がございましたので。

○澤委員 これに興味を持たれて、40人も来ていただいてありがたいことですね。

○小島委員長 高校の同窓会の方がこうやって我が港区の資料館の見学に来ていただくとは、大変ありがたいです。

○澤委員 新しくなったら今度また来ていただきたいですね。

○小島委員長 そういうことですよ。

○綱川委員 満足していただけたのですか。

○図書・文化財課長 満足していただけたものと確信しています。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度にして。

7 図書館の4月分利用実績について

○小島委員長 次に、「図書館の4月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「図書館の4月分利用実績について」、資料6についてご説明させていただきます。

みなと、三田、各館ごとにそれぞれ利用者数等がついてございます。裏面になりまして、台場、男女平等参画センター等、私どもの方から本を置かさせていただいて、また、貸し出し業務をやっていたところもございまして、合計が裏面のところに出てございます。また、利用登録者数、一番右端のところですが、17万870という登録者数になってございます。このお話につきましては、資料8のご説明のときにまた補足させて説明させていただきたいと思います。以上です。

○小島委員長 それでは、ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 今、テレビとか新聞などマスコミで、図書館の指定管理者の問題が結構騒がせているというか、話題になっています。異業種のものが入ってきているのですが、そういうのはどう思われますか。私はまだちょっと違うのかなと思っています。人を集めればいいのではなくて、やはり内容が勝負だと思うのですが、どうですか。

○図書・文化財課長 特別区の図書館館長会というものが定期的に、年3回ですけれども開催されてまして、4月に今年も第1回の顔合わせがございまして、各館の指定管理委託状況を話したところでございます。区によりまして図書館行政は行政がやるべきだということと、今年江戸川と中野、千代田もやっているのですけれども、全館指定管理制度というものを導入して、それにあわせて江戸川区などは開館時間等も延ばしているというような状況もございまして、館の運営について両極端に23区の中でも揺れているところもございまして、ちょうど今年度で私どもの方の指定管理者制度についての更新の時期を迎えるという形なのですが、みなと図書館だけは中央館ということで、一部委託という形で直営部分が残った形でございましてけれども、今後、他区の状況なども踏まえて検討することになるかというふうに考えてございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ありますか。

○澤委員 予約というのは、インターネットが4万件とほとんどインターネットで予約されているのですね。何年前、インターネットを導入して大ヒットでしたね。そんな印象をもちました。

○小島委員長 それでは、この案件はこの辺でよろしいかと思いますので。

8 港区立港郷土資料館の特別整理期間について

○小島委員長 続きまして、「港区立港郷土資料館の特別整理期間について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 港区立港郷土資料館につきましては、常設展展示替え及び収蔵資料の整理の

ため、平成25年6月17日の月曜から6月29日の土曜日まで特別整理期間として休館いたしますので、当委員会に報告させていただきます。以上です。

○小島委員長 それでは、この説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

これは毎年やっているのでしたよね。

○図書・文化財課長 毎年行っています。

○小島委員長 よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

9 図書館の平成24年度利用集計について

○小島委員長 続きまして、「図書館の平成24年度利用集計について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 まず、8番の図書館の平成24年度の利用集計につきまして、本日の委員会の報告になってしまったこと、おくれたことについてお詫び申し上げます。

また、当委員会に報告しておりました例月の報告内容について、年度集計をとった段階で間違いが判明しまして、その部分について補正を行いました。補正の内容については、2ページ目、3ページ目に網かけで数字が、塗られている部分がございますけれども、この部分について既に当委員会に出した例月の報告と間違っていました。

間違いの原因ですけれども、図書館の利用集計につきましては、NECのシステムなのですが、それについてシステムを使ってデータは管理されてございますけれども、管理されているデータの中から私どもの方の職員が必要な項目を抽出して依頼に出して、それを当委員会報告の様式に、エクセル表になるのですけれども、これは手作業で入力がえをするという作業をやってございまして、その手作業部分のところで間違いがあったことが判明いたしまして、今回の委員会ではその部分を直した形で報告をさせていただいております。

手作業部分が多いことが間違いの原因であるということですので、今システムの開発をしていますNECの方と、もう少し手作業部分がなくせないかどうかについて、話し合いを持っているところでございます。費用等の問題がありますので、区の内部で調整をとりまして、調整がとれれば手作業部分を少なくしていきたいと考えてございます。

今回非常に間違いが多く、また、それがヒューマンエラーであったことについてお詫びを申し上げます。

○小島委員長 間違いはどんなことで気がついたのですか。

○図書・文化財課長 間違いは、今年3月の実績報告を当委員会に報告するときに、ちょうど3ページ目になるのですけれども、2月と3月の一番下の合計の利用登録者数、2月の利用登録者数が24万6,670、3月が16万8,785ということで、ここで約7万の数字の落ちていることが分かりまして、これは3月分としてご報告させていただいたのですが、私どもの方でこれが明らかにミスではないかということで確認作業をとりました。

この数値が落ちた理由につきましては、利用者登録をされていて2年利用されていないと登録を抹消するという作業をやっているのですが、それは貸し出しから2年間何もなかった場合、抹消するというようなシステムになったのだそうで、カードだけつくって貸し出し等の行為をやっていない人については削除対象から外れていたのですけれども、一部システムの手直しをやって眠っていた人たちの未利用登録を削除できるということで、ここで一気に未利用登録を削除したという行為をしたのです。この落ちた部分については間違いということではなかったのですが、その中で数値の間違いが、再度何度も間違いではないかということで確認させている中で色々やってきて実はということがございまして、それで発覚したということで、この確認作業に出てまいりました。

○小島委員長 分かりました。

この説明に対してご質問ありますでしょうか。

○綱川委員 今回の説明で気がついてしまったのですけれども、3枚目は合計ではなくて、右から3列目、これは現在ですよ。3月と合計が一緒です。合計ではないですね。

○図書・文化財課長 これは、3月分の数字です。3月現在です。

○綱川委員 3月末でみなと図書館の図書数は23万冊ありますよということですね。

○図書・文化財課長 そうです。どこの時点で押さえるかが。毎月毎月登録数が変わりますので。

○綱川委員 棚卸ですね。

○図書・文化財課長 そうですね。

○澤委員 登録者数に関しては、3月に未利用者のカードの抹消法が変わって、厳密な抹消の仕方ができたので、全ての館にわたって登録者数については70%とか減っているのは、そのためなのですね。

○図書・文化財課長 ご指摘のとおりでございます。

○澤委員 利用登録者はトータルとして74.1%に減っている。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。それでは、この件はこの程度とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しました。

庶務課長、そのほか何かありますか。

○庶務課長 国体推進担当から、口頭となりますけれども報告をさせていただきたい案件が1件ございますので、発言をお許しいただけますようお願いいたします。

○小島委員長 それでは、国体推進担当課長。

○国体推進担当課長 口頭での報告になりますけれども、明日5月15日、4時15分から第3回の国民体育大会の港区実行委員会が開催される予定です。小島教育委員長にご参加いただく予定でございます。

議題や報告事項としまして、実行委員の変更であるとか、国体の実施要項の確定についてとか、国体とあわせてスポーツ祭東京2013年のもう一つの大会であります全国障害者スポーツ大会というのがあるのですけれども、これの港区内の会場、具体的には明治学院大学の白金キャンパスで

すけれども、そちらの方で精神障害者のフットサル大会が開催されることが決定しまして、そのご報告があります。

議事事項としまして、24年度の事業の報告と予算決算監査、さらに25年度の事業の計画についてと予算についてを審議していただく予定で考えてございます。

なお、実行委員会の中で、区役所の正面玄関の方に国体のカウントダウンボードを設置することになりまして、今、スポーツセンターで設置しているようなカウントダウンボードを区役所の正面玄関左側の植え込みの中につくる予定で考えています。除幕式も実行委員会の中でやりたいと考えております。

なお、開催されました実行委員会の報告につきましては、また改めまして教育委員会の場で報告しますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小島委員長 それでは、ただいまの報告で何かご質問ございますか。

ほかにはよろしいですか。私も明日出席予定になっております。

○庶務課長 特にございませぬ。

○小島委員長 よろしいですか。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、ほかにはないので、これをもちまして閉会といたします。次回は5月28日火曜日、午前10時からの予定ですので、よろしくお願いいたします。皆様ご苦労さまでした。

(午後4時50分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 綱 川 智 久